沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則

平成22年３月31日教育委員会規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、沖縄県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第２条　特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第１のとおりとする。ただし、別表第２に掲げる区域については、県全域とする。

２　特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第１の規定にかかわらず、県全域とする。

３　特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。

（入学志願及び学区の指定）

第３条　特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者の生活の本拠地をいう。以下同じ。）の属する学区内に所在する特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学しなければならない。

２　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第２項に定める学齢児童又は学齢生徒の就学の指定は、保護者の住所の属する学区の特別支援学校の小学部又は中学部に行うものとする。

（学区の特例）

第４条　前条の規定にかかわらず、保護者の住所が入学の日までに所属学区外の学区に移転することが確実であると認められる者は、移転先の住所の属する学区内に所在する特別支援学校に入学することができる。

２　前項の規定により特別支援学校に入学しようとする者は、入学に係る提出書類に保護者の住所の移転を証する書類及び入学しようとする特別支援学校長が必要であると認める書類を添えて、幼稚部及び高等部においては入学しようとする特別支援学校長に、小学部及び中学部においては県教育委員会に提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、特別の事情がある者であって県教育委員会の許可を得たものは、前条に定める学区以外の特別支援学校に入学することができる。

（違反者に対する取扱い）

第５条　この規則に違反して特別支援学校に入学した者については、幼稚部又は高等部においては当該特別支援学校長が入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができるものとし、小学部又は中学部においては県教育委員会が入学先の特別支援学校の変更又は入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

別表第１（第２条関係）

学区名	特別支援学校名	区域	
全県学区	沖縄盲学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	
	沖縄ろう学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	
	島尻特別支援学校（知的障害である生徒に対する教育を行う真和志高等学校分教室に限る。）	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	

全県学区	森川特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	本校にあっては、独立行政法人国立病院機構沖縄病院（障害児入所施設に限る。）の入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。 病院内訪問学級にあっては、沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、社会医療法人敬愛会中頭病院、琉球大学病院、那覇市立病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、日本赤十字社沖縄赤十字病院及び沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院の入院者に限る。
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）	
	桜野特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）	病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあっては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
中頭学区	美咲特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田小学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）	幼稚部にあっては、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市及び中城村を加える。

中頭学区	はなさき支援学校	沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市（宜野湾市立普天間及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域を除く。）に限る。）、中城村	
	泡瀬特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田小学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村	
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）に限る。）、浦添市、那覇市（那覇市立松島、城北、石嶺及び安岡中学校区域に限る。）	久米島高等学校分教室にあっては、久米島町とする。
	那覇みらい支援学校（知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区に限る。）、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）	
	那覇みらい支援学校（肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。）に限る。）、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）	

那覇学区	那覇みらい支援学校（病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。）に限る。）、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域医に限る。）	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第１項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている児童生徒であって、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能である者に限る。
	鏡が丘特別支援学校	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市（那覇市立安岡、首里、真和志、松島、城北、松城、石嶺及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立泊小学校区域に限る。）に限る。）	
浦分学区	鏡が丘特別支援学校浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄南部療育医療センターの入所者に限る。
島尻学区	島尻特別支援学校（真和志高等学校分教室を除く。）（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	西原町、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市（豊見城市立長嶺小学校区域に限る。）	幼稚部にあっては、浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮、古蔵、仲井真及び首里中学校区域に限る。）及び豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。)を加える。
	島尻特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域を除く。）、糸満市	幼稚部にあっては、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）を加える

島尻学区	西崎特別支援学校	那覇市（那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域を除く。）、糸満市	幼稚部にあっては、那覇市（那覇市立鏡原中学校区域に限る。）を加える。
宮古学区	宮古特別支援学校	宮古島市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあっては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。
八重山学区	八重山特別支援学校	石垣市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあっては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。

別表第２（第２条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

別記様式１（第４条第２項関係）

学区外特別支援学校入学志願書

令和　　年　　月　　日

県立　　学校長　殿

（学　校　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（志願者氏名（ふりがな））＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護者氏名（ふりがな））＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護者現住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第４条第２項の規定により、保護者の移転先の住所の属する学区内に所在する特別支援学校へ入学を志願します。

記

志願先特別支援学校　・　障害種 部　　学科		沖縄県立　　学校（障　　） 部　　科
保護者の住所の移転に関する事項	移転先住所	
	移転予定年月日	年　　月　　日
	移転の理由	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和　　年　　月　　日

学校

所属長　　印

１　障害種は、複数の障害種を設置している学校を志願する者のみ記入する。

２　幼稚部については、科を除く。

３　学校又は保育所に在籍していない志願者は、学校名の記載及び学校長又は保育所長の証明は、不要である。

添付書類

１　保護者の住所の移転を証する書類

２　その他（　　）